

委員会提案

美濃加茂市議会
第4回定例会追加議案

令和7年12月18日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第104号	可児・加茂地域において「県立の夜間中学」の設置を求める意見書について	1

議第104号

可児・加茂地域において「県立の夜間中学」の設置を求める意見書について

可児・加茂地域において「県立の夜間中学」の設置を求める意見書を美濃加茂市議会規則（昭和51年美濃加茂市議会規則第1号）第14条第2項の規定により下記のとおり提出する。

令和7年12月18日提出

文教民生常任委員長 繁 繁 源 太

美濃加茂市議会議長 様

可児・加茂地域において「県立の夜間中学」の設置を求める意見書

令和5年度の文部科学省の調査によると小中学校における不登校児童生徒数は、346,482人となり、前年度から47,434人（15.9パーセント）増えています。

文部科学省では義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）の成立を受けて、すべての都道府県・政令指定都市に最低1校の公立夜間中学が必要との方針を示し、全国の自治体にその設置を求めています。

岐阜県においては、令和6年第5回岐阜県議会定例会で県内一校設置から5圏域設置へと大きく一歩踏み込んだ方針が示され、夜間中学校設置を望む多くの関係者にとって朗報となっています。

夜間中学校は、不登校児童生徒をはじめ、様々な事情により義務教育を修了できなかった人や、学び直しを希望する社会人、日本語を母語としない住民などに多様な学習の機会を提供できる場としてその役割が大きく期待されています。

岐阜県では本年5月に、夜間中学校設置に向けた具体的な取り組みとして体験会を開催する方針が示され、7月には岐阜市、西濃地域で、10月・11月には飛騨地域、東濃地域で開催されていますが、可児・加茂地域では未だ開催に至っていない状況にあります。

可児・加茂地域は、県下でも外国籍住民や外国籍児童生徒が多く在籍する地域であり、多文化共生施策を積極的に展開してきた地域です。日本語指導、プレ教室、放課後学習支援、高校進学支援など外国籍のこども達への学習機会の提供や、外国

籍住民に対する相談支援などを行政とNPOなどとの連携の下多面的に展開してきました。

夜間中学校の設置は、外国籍住民が多いこの地域にとって、地域の多文化共生の推進のためにも欠かせない教育施設となります。

可児・加茂地域には、夜間中学校の設置を要望し活動する団体があることや、学習の場を必要とする外国籍住民のために、積極的に活動する国際交流協会などの民間団体があることなど、夜間中学校設置後の民間との連携による多様で多面的な教育機会の提供に大きく貢献できる条件が整っていると言えます。

可児・加茂地域のこのような特殊性に鑑み、以下要望する。

記

可児・加茂地域において早急に「県立の夜間中学」体験会を開催すること、県立の夜間中学を早期に設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月18日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 岐阜県知事
岐阜県教育長
岐阜県議会議長



Walkable City
Minakama